

岩手県告示第163号

平成31年2月8日付け官報第7444号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年農林水産省告示第297号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市小友町16地割1から3まで、6の2、32地割132
- (2) 所在が不明である通知の相手方 小原伸夫、菊池兼藏

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所